

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日		
条例の題名	三重県公共事業評価審査委員会条例		公 布 日	平成11年12月24日	
条 例 番 号	平成11年三重県条例第48号		直 近 改 正 日	平成15年10月15日	
所管部局課	公共事業運営課		電 話 番 号	059-224-2915	
条例の概要	三重県が実施する公共事業の効率性及び実施過程の透明性の確保及び向上を図るため、三重県公共事業評価審査委員会を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものである。			条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	公共事業の効率性及び実施過程の透明性は現在でも求められていることであり、その確保及び向上を図るため三重県公共事業評価審査委員会で審査を行う必要があり、条例の目的は、妥当性を有している。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例で定めるもので、今後も公的な関与が必要である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に基づき、三重県公共事業評価審査委員会を組織し、毎年開催している。		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例で定めることが必要である。		
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第138条の4第3項		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	行政運営8 公共事業推進の支援		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の公共事業評価の運営に支障が生じる。		
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点 検 結 果 ・ 見 直 し	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無